

○「令和3年3月から適用する施設機械工事等の労務単価について」の運用に係る特例措置について

令和3年2月25日 2農振第2879号  
農村振興局長から各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長あて  
(国土交通省北海道開発局長及び北海道知事は参考送付)

「令和3年3月から適用する施設機械等の労務単価について」（令和3年2月25日付け2農振第2840号農林水産省農村振興局長通知）により令和3年3月から適用する労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和2年3月から適用する施設機械工事等の労務単価について」（令和2年2月21日付け元農振第2884号）により令和2年3月から適用した労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で0.8パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

また、貴局管内の都府県知事に対しては、貴職から参考までに送付するとともに、都府県知事への送付に当たっては、関係市町村等に対する送付の依頼をされたい。

## 記

### 第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別冊工事請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

### 第二 具体的な取扱い

- (1) 令和3年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和3年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け25経第1077号大臣官房経理課長通知）記1.（1）及び2.から8.まで（4.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

### 第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。